

宅地開発事業の基準に関する条例編

宅地開発事業の基準に関する条例編 目次

宅地開発事業の基準に関する条例	455
使用料及び手数料条例別表第2（第3条第2項）抜粋	468
使用料及び手数料条例附則抜粋	469
宅地開発事業の基準に関する条例施行規則	470
用語	480
技術基準	481
宅地開発事業の基準に関する条例申請手続図	482
申請書式	484
宅地開発事業に係る意見書（第一号様式）	488
宅地開発事業確認申請書（第二号様式）	489
宅地開発事業計画（変更）書（第三号様式）	490
設計説明書（第四号様式）	492
権利関係等調書（第五号様式）	493
施設管理説明書（第五号様式の二）	494
宅地開発事業確認通知書（第六号様式）	495
適合しない旨の通知書（第七号様式）	500
確認できない旨の通知書（第八号様式）	500
宅地開発事業確認済書（第九号様式）	501
宅地開発事業変更確認申請書（第十号様式）	502
宅地開発事業変更確認通知書（第十一号様式）	503
工事施行者変更届出書（第十二号様式）	504
宅地開発事業（廃止・中止）届出書（第十三号様式）	505
工事完了届出書（第十四号様式）	506
宅地開発事業に関する工事の検査済証（第十五号様式）	507
宅地開発事業完了検査済（第十六号様式）	508
宅地開発事業確認承継届出書（第十六号様式の二）	509
宅地開発事業確認承認承継申請書（第十六号様式の三）	510
立入検査証（第十七号様式）	511

宅地開発事業の基準に関する条例(昭和44年条例第50号)

(目的)

第1条 この条例は、相当規模の宅地開発事業の施行に関し必要な基準を定めて、その適正な施行を確保し、もって開発区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに健全な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地開発事業 主として建築物の建築又はコンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント並びに危険物(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第116条第1項の表の危険物品の種類欄に掲げる危険物をいう。)の貯蔵若しくは処理に供する工作物であつて、規則で定めるものの建設の用に供する目的で一団の土地について行う土地の区画形質の変更に関する事業をいう。
- 二 開発区域 宅地開発事業を施行する土地の区域をいう。
- 三 事業主 宅地開発事業に係る工事(以下「工事」という。)の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら工事する者をいう。
- 四 工事施行者 工事の請負人又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。

(適用事業)

第3条 この条例の規定は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第2項に規定する都市計画区域及び準都市計画区域以外の地域において行われる0.5ヘクタール(次の表の上欄に掲げる市町村の区域にあつては、それぞれ当該下欄に定める面積)以上1ヘクタール未満の一団の土地に係る宅地開発事業(都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第22条の3第2項の規定の適用を受ける宅地開発事業、国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社の行う宅地開発事業並びに規則で定める宅地開発事業を除く。)について適要する。

旭市、勝浦市、市原市(昭和42年10月1日における合併の日の前日における市原郡南総町の区域を除く。)、鴨川市、君津市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市及びいすみ市(平成17年12月5日における合併の日の前日における夷隅郡大原町の区域に限る。)並びに香取郡神崎町、東庄町、長生郡長柄町並びに安房郡鋸南町	0.3ヘクタール
市原市(昭和42年10月1日における合併の日の前日における市原郡南総町の区域に限る。)	0.1ヘクタール

(事業主の責務)

第4条 事業主は、宅地開発事業の計画を策定するに当たり、県及び開発区域の所在する市町村が定め、かつ、公表した土地利用又は開発に関する計画との整合が図られるよう努めなければならない。

第5条 削 除

(設計の基準)

第6条 工事の設計は、別表に規定する設計の基準に適合するように定めなければならない。

(設計の確認)

第7条 事業主は、工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の設計が前条に規定する基準に適合するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。

2 知事は、前項の確認に当たっては、開発区域の所在する市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 第1項の確認を受けようとする事業主は、確認申請書に事業計画書その他規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

4 前項の事業計画書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 開発区域の位置、区域及び面積
- 二 工事の設計
- 三 工事施行者
- 四 その他規則で定める事項

5 知事は、第1項の確認をしたときは、当該確認を申請した者（以下「申請者」という。）にその旨を通知しなければならない。

6 知事は、事業計画書に記載された工事の設計が前条に規定する基準に適合しないと認めるとき、又は事業計画書及び添付書類の記載によっては同条に規定する基準に適合するかどうかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者にその旨を通知しなければならない。

(設計等の変更)

第8条 事業主は、第7条第1項の規定により確認を受けた工事の設計を変更しようとするときは、当該変更に係る工事の設計が第6条に規定する基準に適合するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとする場合においては、この限りでない。

2 事業主は、工事施行者を変更した場合には、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第2項から第6項までの規定は、第1項の確認について準用する。

(遵守義務)

第8条の2 第7条第1項の確認を受けた事業主は、当該確認に係る工事の設計（前条第1項の変更の確認を受けたときは、その変更後のもの。）に従って工事を施行しなければならない。

(防災等の措置)

第9条 事業主は、工事の施行の間は、当該工事の施行により、開発区域の周辺の地域における交通に支障を及ぼし、排水路その他の排水施設、水路及び河川（以下「排水施設等」という。）の排水又は利水に支障を及ぼし、又はその周辺の地域に土砂くずれ、出水等の被害を及ぼすことのないように適切な措置を講じなければならない。

2 事業主は、工事を廃止し、又は中止しようとするときは、当該工事の廃止又は中止後において、すでに施行された工事によって生ずると予想される災害を防止し、かつ、その工事によって開発区域の周辺の土地の利用に支障を及ぼさないように前項に規定する措置を講じなければならない。

(工事の廃止等)

第10条 事業主は、第7条第1項の確認を受けた工事を廃止し、又は2か月以上工事を中止しようとするときは、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

(工事完了の検査等)

第11条 事業主は、開発区域（開発区域を工区に分けたときは、工区）の全部について工事を完了したときは、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、すみやかに当該届け出に係る工事について検査し、当該工事がその設計に適合していると認めたときは、検査済証を事業主に交付しなければならない。

(承継)

第11条の2 第7条第1項の確認を受けた事業主の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該確認に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により当該確認に基づく地位を承継した者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、この旨を知事に届け出なければならない。

3 第7条第1項の確認を受けた事業主から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発に関する工事を施行する権原を取得した者は、知事の承認を受けて、当該確認を受けた事業主が有していた当該確認に基づく地位を承継することができる。

(監督処分)

第12条 知事は、宅地開発事業がこの条例の規定に違反して施行されたときは、その事業主、工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）又は工事管理者に対して、当該工事の停止を命じ、又は相当の期限を定めてその違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(立入検査)

第13条 知事は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該職員をして開発区域内の土地に立ち入らせ、工事の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(報告の徴収、勧告等)

第14条 知事は、工事に関し、事業主又は工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）に対し、この条例の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告をすることができる。

(手数料)

第15条 第7条第1項又は第8条第1項の確認を受けようとする者は、使用料及び手数料条例（昭和31年千葉県条例第6号）に定めるところにより手数料を納めなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第7条第1項、第8条第1項又は第8条の2の規定に違反して工事を施行した者
- 二 第12条の規定による知事の命令に違反した者

第18条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- 一 第13条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 二 第14条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する。

(過料)

第20条 第8条第2項又は第10条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 45 年 1 月 1 日から施行する。

(経過規定)

2 この条例の施行の際現に工事に着手している宅地開発事業については、第 4 条から第 15 条までの規定は適用しない。

一部改正〔昭和 46 年条例 42 号〕

3 前項の規定によりこの条例の規定の適用を受けない宅地開発事業の事業主は、この条例の施行の日から起算して 30 日以内に、当該宅地開発事業について、規則で定める事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

4 使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

宅地開発事業の基準に関する条例に基づくもの	宅地開発事業設計確認申請手数料	開発区域の面積が、0.5 ヘクタール以上 1 ヘクタール未満のもの	1 件につき	1 万 5 千円	
		開発区域の面積が、1 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満のもの	1 件につき	3 万円	
		開発区域の面積が、5 ヘクタール以上 10 ヘクタール未満のもの	1 件につき	5 万円	
		開発区域の面積が、10 ヘクタール以上 20 ヘクタール未満のもの	1 件につき	7 万円	
		開発区域の面積が、20 ヘクタール以上のもの	1 件につき	9 万円	
	宅地開発事業設計変更確認申請手数料	開発区域の変更を伴わない設計の変更については、開発区域の面積に応じ、宅地開発事業設計確認申請手数料の項に掲げる額に 10 分の 1 を乗じて得た額			
		新たな土地の開発区域への編入に係る設計の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、宅地開発事業設計確認申請手数料の項に掲げる額（その面積が、0.5 ヘクタール未満の場合は 5 千円）			
		開発区域の面積の縮小に係る設計の変更については、縮小後の開発区域の面積（新たな土地の開発区域への編入を伴う場合においては、当該編入に係る土地の面積を除く。）に応じ、宅地開発事業設計確認申請手数料の項に掲げる額の 10 分の 1 を乗じて得た額			

附 則（昭和 46 年 7 月 21 日条例業 42 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年 7 月 21 日条例第 44 号）

この条例は、昭和 46 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 46 年 10 月 25 日条例第 61 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 47 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に茂原市及び東金市並びに印旛郡八街町、富里村及び栄町、香取郡下総町、神崎町、大栄町及び多古町、山武郡大網白里町、山武町及び芝山町並びに長生郡一宮町、長生村、白子町及び本納町の区域で工事に着手している 1 ヘクタール未満の一団の土地に係る宅地開発事業については、この条例による改正後の宅地開発事業の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 4 条から第 15 条までの規定は、適用しない。
- 3 前項の規定により改正後の条例第 4 条から第 15 条までの規定の適用を受けない宅地開発事業の事業主は、この条例の施行の日から起算して 30 日以内に、当該宅地開発事業について、規則で定める事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

附 則（昭和 47 年 7 月 15 日条例第 24 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和 47 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に都市計画法施行法（昭和 43 年法律第 101 号）第 7 条の規定の適用を受ける区域において工事に着手している宅地開発事業については、改正後の宅地開発事業の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第 4 条から第 15 条までの規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の際現に次の表の左欄に掲げる市町村の区域において工事に着手している同表右欄に定める面積未満の一団の土地に係る宅地開発事業については、改正後の条例第 4 条から第 15 条までの規定は、適用しない。

銚子市、館山市、八日市場市、旭市、勝浦市及び鴨川市並びに海上郡 飯岡町、匝瑳郡光町及び野栄町、山武郡九十九里町、成東町、松尾町、蓮沼村及び横芝町、夷隅郡御宿町、大原町及び岬町並びに安房郡白浜町、千倉町、丸山町、和田町及び天津小湊町	1 ヘクタール
茂原市（昭和 47 年 5 月 1 日における合併の日の前日における長生郡本納町の区域に限る。）及び市原市並びに印旛郡富里村及び栄町、香取郡下総町及び大栄町、山武郡大網白里町並びに長生郡一宮町、長生村及び白子町	0.5 ヘクタール

- 4 前2項の宅地開発事業の事業主は、この条例の施行の日から起算して30日以内に、当該宅地開発事業について、規則で定める事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の宅地開発事業の基準に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第6条第1項の規定により申請書の提出されている大規模宅地開発事業については、改正後の条例第4条、第5条及び第7条第3項の規定は、適用しない。
- 6 この条例の施行の際現に改正前の条例第6条第1項の申請書の提出されている宅地開発事業の工事の設計の確認については、なお従前の例による。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

- 7 千葉県行政組織条例(昭和32年千葉県条例第31号)の一部を次のように改正する。
別表第二に次のように加える。

次のよう(略)

別表第三に次のように加える。

次のよう(略)

附 則(昭和48年4月1日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和48年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に次の表の左欄に掲げる市町村の区域において工事に着手している同表右欄に定める面積未満の一団の土地に係る宅地開発事業については、改正後の宅地開発事業の基準に関する条例第4条から第15条までの規定は、適用しない。

木更津市、佐原市及び君津市並びに香取郡小見川町及び東庄町、長生郡長柄町並びに安房郡富浦町、富山町、鋸南町及び三芳村	1ヘクタール
富津市並びに香取郡多古町及び山武郡芝山町	0.5ヘクタール
印旛郡八街町及び富里村並びに香取郡下総町及び大栄町	0.3ヘクタール

- 3 前項の宅地開発事業の事業主は、この条例の施行の日から起算して30日以内に、当該宅地開発事業について、規則で定める事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の宅地開発事業の基準に関する条例第7条第4項の申請書の提出されている宅地開発事業の工事の設計の確認については、なお従前の例による。

附 則(昭和49年3月30日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和49年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に次の表の左欄に掲げる市町村の区域において工事に着手している同表右欄に定める面積未満の一団の土地に係る宅地開発事業については、改正後の宅地開発事業の基準に関する条例第4条から第15条までの規定は、適用しない。

東葛飾郡関宿町、香取郡山田町、栗源町及び干潟町、海上郡海上町、長生郡睦沢村及び長南町並びに夷隅郡大多喜町及び夷隅町	1ヘクタール
木更津市、東金市及び君津市並びに香取郡神崎町並びに山武郡山武町及び松尾町	0.5ヘクタール
山武郡横芝町	0.3ヘクタール

- 3 前項の宅地開発事業の事業主は、この条例の施行の日から起算して30日以内に、当該宅地開発事業について、規則で定める事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

附 則（昭和50年3月17日条例第16号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月30日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月16日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月16日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和58年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に市原市（昭和42年10月1日における合併の日の前日における市原郡南総町の区域に限る。）並びに山武郡大網白里町及び山武町の区域において工事に着手している0.3ヘクタール未満の一団の土地に係る宅地開発事業については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に工事に着手しているゴルフ場等の開発事業については、なお従前の例による。

- 4 第2項の宅地開発事業及び前項のゴルフ場等の開発事業の事業主は、この条例の施行の日から起算して30日以内に、規則で定める事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

附 則（昭和61年3月28日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月26日条例第37号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年5月6日から施行する。ただし、第3条の表の改正規定は、公布の

日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例（第3条の表の改正規定を除く。）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月10日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年10月13日条例第64号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年7月15日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年7月16日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年10月19日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月22日条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年7月6日条例第35号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の宅地開発事業等の基準に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第7条第1項の確認を受けた1ヘクタール以上の宅地開発事業等であつて、工事に着手しているものについては、改正後の宅地開発事業の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第7条第4項の確認申請書が提出されている宅地開発事業等（都市計画法施行令第22条の3第2項の規定の適用を受ける宅地開発事業等以外の1ヘクタール未満の宅地開発事業等に限る。以下同じ。）又は第7条第1項の確認を受けた宅地開発事業等については、それぞれ改正後の条例の相当規定による申請又は確認を受けたものとみなす。

附 則（平成16年6月25日条例第49号）

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成16年10月15日条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月8日条例第49号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成17年10月25日条例第101号抄）

(施行期日)

1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 (前略) 第 19 条 (中略) の規定 平成 17 年 12 月 5 日

二 (前略) 第 20 条 (中略) の規定 平成 18 年 1 月 23 日

三 (前略) 第 21 条 (中略) の規定 平成 18 年 3 月 20 日

四 (前略) 第 22 条 (中略) の規定 平成 18 年 3 月 27 日

附 則 (平成 28 年 10 月 25 日条例第 55 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条） 工事の設計の基準

区分	設計の基準
道路	<p>一 道路の幅員は、6メートル（その周辺の状況により通行上支障がない場合は、4メートル）以上でなければならない。</p> <p>二 主要な道路は、開発区域外の幅員6メートル以上の道路（開発区域の周辺道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路）に接続していなければならない。</p> <p>三 道路は、安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさないように砂利敷その他の規則で定める構造とし、かつ、雨水等を有効に排出するため必要な側溝、街きよその他適当な施設が設けられていなければならない。</p> <p>四 道路は、行き止まりの構造としてはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 当該道路について、他の道路（行き止まりの構造のものを除く。以下同じ。）との接続が予定されている場合</p> <p>ロ 道路の延長（既存の幅員6メートル未満で行き止まりの構造の道路に接続する道路にあっては、当該行き止まりの構造の道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。以下同じ。）が35メートル以下の場合</p> <p>ハ 道路の終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合</p> <p>ニ 道路の延長が35メートルを超える場合で、当該道路の終端及び35メートル以内の区間ごとに規則で定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合</p> <p>ホ 道路の幅員が、6メートル以上の場合</p> <p>ヘ ロからホまでに準ずるものとして規則で定める場合</p> <p>五 道路が同一平面で交差し、又は屈折する場合は、それぞれの角地について、当該角地の隅を頂点とする二等辺三角形の底辺の長さが3メートル（当該角地の周辺の状況によりやむを得ないと認められる場合は、車両の通行上支障がない長さ）以上の隅切りを設けなければならない。</p> <p>六 道路は、階段状としてはならない。ただし、専ら歩行者の通行の用に供する道路が通行の安全上支障がないと認められる場合にあっては、規則で定める基準に適合する階段を設けることを妨げない</p>

公園等	<p>七 道路が屈曲し、又は道路に接してがけ、水路等が存するため、交通上危険のある箇所には、防護さくその他適当な防護施設を設けなければならない。</p> <p>八 道路の縦断こう配は、9 パーセント以下とし、横断こう配は、雨水等を有効に排出するため適当と認められる値としなければならない。ただし、縦断こう配について、地形等の状況によりやむを得ないと認められる場合は、当該縦断こう配を小区間に限り 12 パーセント以下とすることができる。</p> <p>一 0.5 ヘクタール以上の開発区域にあつては、当該開発区域内に、面積の合計が当該開発区域の面積の 3 パーセント以上の面積の公園、緑地又は広場（以下「公園等」という。）を設けなければならない。ただし、開発区域の周辺に相当規模の公園等が存する場合、開発区域内に予定される建築物（以下「予定建築物」という。）の用途が住宅以外のものであり、かつ、その敷地が 1 である場合等開発区域の周辺の状況並びに予定建築物の用途及び敷地の配置を勘案して特に必要がないと認められる場合は、この限りでない。</p>
排水施設	<p>一 排水施設は、5 年に 1 回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量並びに生活又は事業に起因し、又は付随する排水量及び地下水量から算定した計画汚水量を有効かつ適切に排水できるものでなければならない。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、開発区域内において一時雨水を貯留する遊水池その他の適当な施設を設けることを妨げない。</p> <p>二 排水施設は、放流先の排水施設等の排水又は利水に支障を及ぼさないように、開発区域外の排水施設等又は海域に接続していなければならない。</p> <p>三 排水施設は、堅固で耐久力を有する構造でなければならない。</p> <p>四 排水施設は、コンクリート、れんがその他の耐久性の材料で造らなければならない。</p> <p>五 排水施設は、道路その他の排水施設の維持管理上支障がない場所に設けなければならない。</p>

区 分	設 計 の 基 準
消防水利	<p>六 排水施設のうち暗きよである構造の部分にあつては、管きよの始点、下水の流路の方向、こう配又は横断面が著しく変化する箇所その他管きよの維持管理上必要な箇所に、ます又はマンホールを設けなければならない。</p>
地 盤	<p>一 開発区域又はその周辺の地域に消防水利として利用できる河川、水路、池沼等がない場合において、規則で定めるところにより、消防の用に供する水利施設を設けなければならない。</p>
擁壁	<p>一 開発区域内にがけ面があるとき、又は切土若しくは盛土をした土地の部分にがけ面が生ずるときは、当該がけ面を擁壁で覆わなければならない。ただし、切土をした土地の部分で次のいずれかに該当するもの又は土質試験等に基づく地盤の安定計算により擁壁で覆う必要がないと認められるがけ若しくはがけの部分のがけ面については、この限りではない。</p> <p>イ 土質が軟岩（風化の著しいものを除く。以下同じ）、風化の著しい岩又は砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの（以下「砂利等」という。）であつて、かつ、こう配が60度（風化の著しい岩である場合にあつては40度、砂利等である場合にあつては35度）以下のもの</p> <p>ロ 土質が軟岩、風化の著しい岩又は砂利等であつて、かつ、こう配が60度を超え80度以下（風化の著しい岩である場合にあつては40度を超え50度以下、砂利等である場合にあつては35度を超え45度以下）のもので、その上端から下方に垂直距離が5メートル以内の部分</p> <p>二 一ただし書の規定によりがけ面を擁壁で覆うことを要しないときは、石張り、芝張り等の処置により当該がけ面を保護しなければならない。</p> <p>三 切土又は盛土をした土地の部分に生ずるがけ面において、がけの上端に続く地盤面は、特別の事情がない限り、そのがけの反対方向に雨水その他の地表水が流れるようにこう配をとらなければならない。</p>

使用料及び手数料条例別表第2（第3条第2項）抜粋

宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）に基づくもの	宅地開発事業設計確認申請手数料	開発区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満のもの	自己の居住用のもの	1件につき	2万2千円
			自己の業務用のもの	1件につき	3万円
			その他のもの	1件につき	13万円
		開発区域の面積が0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満のもの	自己の居住用のもの	1件につき	4万3千円
			自己の業務用のもの	1件につき	6万5千円
			その他のもの	1件につき	19万円
		開発区域の面積が0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満のもの	自己の居住用のもの	1件につき	8万6千円
			自己の業務用のもの	1件につき	12万円
			その他のもの	1件につき	26万円
	宅地開発事業設計変更確認申請手数料	開発区域の変更を伴わないもの		1件につき	開発区域の面積に応じ、宅地開発事業設計確認申請手数料の目に掲げる額に10分の1を乗じて得た額
		新たな土地の開発区域への編入に係るもの		1件につき	新たに編入される開発区域の面積に応じ、宅地開発事業設計確認申請手数料の目に掲げる額（その面積が0.1ヘクタール未満の場合であつて、自己の居住用のものであるときは8千6百円、自己の業務用のものであるときは1万3千円、その他のものであるときは8万6千円）
		開発区域の面積の縮小に係るもの		1件につき	縮小後の開発区域の面積（新たな土地の開発区域への編入を伴う場合においては、当該編入に係る土地の面積を除く。）に応じ、宅地開発事業設計確認申請手数料の目に掲げる額に10分の1を乗じて得た額
	（摘要）その他のものとは、自己の居住の用又は自己の業務の用に供する目的以外の目的で行う宅地開発事業の設計又は設計の変更の確認の申請をいう。				

使用料及び手数料条例附則抜粋

(使用料及び手数料条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 前項の規定による改正後の使用料及び手数料条例の施行の際現に改正前の条例第七条第一項の確認を受けた1ヘクタール以上の宅地開発事業等であって、工事に着手しているものに係る宅地開発事業等設計変更確認申請手数料の規定の適用については、改正後の使用料及び手数料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、この場合において納付しなければならない宅地開発事業等設計変更確認申請手数料の額は、一件につき、次の表の上欄に掲げる面積（開発区域の変更を伴わないものにあつては開発区域の面積、新たな土地の開発区域への編入に係るものにあつては新たに編入される開発区域の面積、開発区域の面積の縮小に係るものにあつては縮小後の開発区域の面積（新たな土地の開発区域への編入を伴う場合においては、当該編入に係る土地の面積を除く。）をいう。）の区分に応じ、それぞれ当該下欄に規定する額に、開発区域の変更を伴わないもの及び開発区域の面積の縮小に係るものにあつては10分の1を、新たな土地の開発区域への編入に係るものにあつては1を乗じて得た額とする。

0. 1ヘクタール未満	自己の居住用のものにあつては8千6百円、自己の業務用のものにあつては1万3千円、その他のものにあつては8万6千円
0. 1ヘクタール以上0. 3ヘクタール未満	自己の居住用のものにあつては2万2千円、自己の業務用のものにあつては3万円、その他のものにあつては13万円
0. 3ヘクタール以上0. 6ヘクタール未満	自己の居住用のものにあつては4万3千円、自己の業務用のものにあつては6万5千円、その他のものにあつては19万円
0. 6ヘクタール以上1ヘクタール未満	自己の居住用のものにあつては8万6千円、自己の業務用のものにあつては12万円、その他のものにあつては26万円
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	自己の居住用のものにあつては13万円、自己の業務用のものにあつては20万円、その他のものにあつては39万円
3ヘクタール以上6ヘクタール未満	自己の居住用のものにあつては17万円、自己の業務用のものにあつては27万円、その他のものにあつては51万円
6ヘクタール以上10ヘクタール未満	自己の居住用のものにあつては22万円、自己の業務用のものにあつては34万円、その他のものにあつては66万円
10ヘクタール以上	自己の居住用のものにあつては30万円、自己の業務用のものにあつては48万円、その他のものにあつては87万円

宅地開発事業の基準に関する条例施行規則（昭和44年規則第101号）

（趣旨）

第1条 この規則は、宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50条。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定工作物）

第1条の2 条例第2条第1号に規定する規則で定める工作物は、石油パイプライン事業法（昭和47年法律第105号）第5条第2項第2号に規定する事業用施設に該当するもの、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第8号に規定する保管施設又は同項第8号の2に規定する船舶役務用施設に該当するもの、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第2号ホに規定する補給施設に該当するもの、航空法（昭和27年法律231号）による公共の用に供する飛行場に建設される航空機給油施設に該当するもの、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物に該当するもの及びガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物（同条第2項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）に該当するもの以外のものとする。

（適用の除外）

第2条 条例第3条に規定する規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- 一 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物又はこれらの業務を営む者の居住の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業
- 二 駅舎その他の鉄道の用に供する施設である建築物の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業
- 三 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設である建築物又は自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第5項に規定する一般自動車ターミナルを構成する建築物の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業
- 四 航空法による公共の用に供する飛行場に建築される建築物で、当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第2条第5項に規定する航空保安施設で公共の用に供するものの用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業
- 五 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設である建築物の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業
- 六 放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業の用に供する放送設備である建築

物の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業

- 七 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する同項第18号に規定する電気工作物を設置する施設である建築物又はガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物（同条第2項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）を設置する施設である建築物の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業
- ハ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成14年法律第161号）第18条第1項第1号から第4号までに掲げる業務の用に供する施設である建築物の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業
- 九 社会福祉施設、医療施設、学校教育法による学校及び公民館の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業
- 十 土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第17条の規定により行う宅地開発事業
- 十一 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館の用に供する施設である建築物又は博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館の用に供する施設である建築物の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業
- 十二 と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第2項に規定すると畜場である建築物又は化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第2項に規定する化製場若しくは同条第3項に規定する死亡獣畜取扱場である建築物の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業
- 十三 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第4条第6項に規定する中央卸売市場若しくは同法第13条第6項に規定する地方卸売市場の用に供する施設である建築物の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業

（設計の基準の技術的細目）

第3条 条例第6条に規定する工事の設計の基準の技術的細目は、次の各号に定めるところによる。

- 一 道路の構造は、砂利敷、アスファルト舗装、簡易舗装その他これらに準ずる構造とすること。
- 二 縦断こう配が6パーセントを超える主要な道路は、そのこう配に係る区間について、滑止め等の措置を講じなければならない。
- 三 縦断こう配が8パーセントを超える道路は、そのこう配に係る40メートルの区間ごとに排水施設に排水の流速を減ずるため必要な施設を設けなければならない。
- 四 行き止まりの構造の道路の延長が35メートルを超える場合において、当該道路の終端及び35メートル以内の区間ごとに設ける自動車の転回広場の基準は、次に掲げるものとする。
- イ 道路の中心線からの水平距離が2メートルを超える区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第一に規定する小

型自動車で四輪のものをいう。以下同じ。)のうち最大なものが2台以上停車することができるものであること。

ロ 小型四輪自動車のうち最大なものが回転できる形状のものであること。

五 行き止まりの構造の道路とすることができる場合は、条例に定める場合のほか次に掲げる場合で、かつ、当該道路の終端に自動車の転回広場が設けられている場合とする。

イ 道路の延長が35メートルを超え50メートル以下で、かつ、その幅員が4.5メートル以上の場合

ロ 道路の延長が35メートルを超え60メートル以下で、かつ、その幅員が5メートル以上の場合

ハ 道路の延長が35メートルを超え70メートル以下で、かつ、その幅員が5.5メートル以上の場合

六 階段状の道路は、全体の高さが7メートル以下で高さ4メートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の水平部分を設け、踏面の寸法が30センチメートル以上、けあげの寸法が15センチメートル以下で、その構造はコンクリート造等とし、かつ、主要道路及び区画街路以外の細街路に設けるものでなければならない。

七 排水施設のうち暗きよである部分の内径又は内のり幅は、20センチメートル以上でなければならない。

八 消防水位は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

イ 常時貯水量が40立方メートル以上で、かつ、取水部分の水深が50センチメートル以上のもの又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものであること。

ロ 常時使用できるものであること。

ハ 消防ポンプ自動車容易に部署できるものであること。

ニ 開発区域内のすべての防火対象物についてそれぞれ140メートル以内の範囲に1以上の消防水利が配置されていること。

九 擁壁は、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1箇の耐水材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な部分には、砂利等の透水層を設けなければならない。

十 高さが2メートルを超える擁壁の構造は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知石練積み造その他の練積み造(雑割石、野面石、玉石、コンクリート間知ブロック等によるものに限る。)としなければならない。

十一 緑地等は、開発区域内及びその周辺の地域の地形等の状況並びに予定建築物の用途及びその敷地の配置を勘案して、自然の状態のままそれぞれ適切な場所に一団として配置しなければならない。

(市町村長の意見書)

第4条 条例第7条第2項(条例第8条第3項において準用する場合を含む。)に規定する市町村の長の意見は、宅地開発事業に係る意見書(別記第一号様式)によらなければならない。

(確認申請の手続)

第5条 条例第7条第3項に規定する確認申請書及び事業計画書は、宅地開発事業確認申請書（別記第二号様式）及び宅地開発事業計画（変更）書（別記第三号様式）とする。

2 条例第7条第3項に規定する規則で定める図書は、次のとおりとする。

- 一 設計説明書（別記第四号様式）
- 二 権利関係等調書（別記第五号様式）
- 三 開発区域に含まれる土地に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し及び登記事項証明書
- 四 施設管理説明書（別記第五号様式の二）
- 五 開発区域位置図
- 六 開発区域図
- 七 現況図
- 八 計画平面図
- 九 計画断面図
- 十 土地利用計画図
- 十一 給排水計画図
- 十二 消防水利構造図
- 十三 がけの断面図
- 十四 擁壁の断面図及び構造図
- 十五 その他知事が必要と認める図書

3 前項第5号から第14号までに掲げる図書は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める事項を明示し、同表の右欄に定める縮尺によらなければならない。

図面の種類	事項	縮尺
開発区域位置図	開発区域の位置並びに開発区域及びその周辺の地域の地形	1/25,000 以上
開発区域図	開発区域及びその隣接の地域における市町村の境界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状	1/600 以上
現況図	地形（1メートルの標高差を示す等高線による。）、開発区域の境界並びに開発区域及びその隣接の地域における道路、河川、水路その他公共の用に供する施設	1/600 以上
計画平面図	開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、がけ又は擁壁の位置、道路の位置、形状、幅員及びこう配、排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、こう配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称並びに消防水利の位置及び形状	1/600 以上
計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤並びに道路の構造及び縦横断	1/600 以上
土地利用計画	開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物の敷地の形状、敷地に係る予定建築物の用途並びに公益的施設の位置（利用種別ごとに色分けをする。）	1/600 以上
給排水計画図	給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法 排水計画算定上の基礎資料及び流量計算表に基づく排水区域の区域界、排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、こう配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称（区域外排水も含め、その接続状況を明示する。）	1/600 以上
消防水利構造図	貯水そう等の規模及び構造並びに消防栓の位置	1/50 以上

図面の種類	事 項	縮 尺
がけの断面図	開発区域及びその隣接の地域におけるがけの高さ、こう配及び擁壁で覆わないうがけ面の土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ）、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護の方法	1/50 以上
擁壁の断面図及び構造図	擁壁の寸法及びこう配、擁壁の材料の種類及び寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁の高さ、水抜き穴の位置、材料及び内径、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上

4 条例第7条第3項の規定により知事に提出する図書は、特例条例第2条の規定により、開発区域の所在する市町村に提出するものとする。

5 前項の場合において、開発区域が2以上の市町村の管轄区域にわたるときは、前項の図書は、その開発区域を当該市町村の区域ごとに区分した場合にその最も広い部分を管轄する市町村に提出するものとする。

6 第4項の規定により提出する第1項及び第2項に規定する図書の提出部数は正本1部副本3部（千葉県事務委任規則（昭和31年千葉県規則第33号）第12条から第12条の3までの規定により土木事務所の長に委任した事務に係る図書にあっては、正本1部副本2部）とする。

7 第5項の場合における第1項及び第2項に規定する図書の正本の提出部数は1部、副本の提出部数は開発区域の所在する市町村及び土木事務所の数に1を加えて得た数（千葉県事務委任規則第12条から第12条の3までの規定により土木事務所の長に委任した事務に係る図書の副本にあっては、当該市町村の数に1を加えて得た数）とする。

（確認等の通知書）

第6条 条例第7条第5項に規定する基準に適合することを確認した旨の通知は宅地開発事業確認通知書（別記第6号様式）により、同条第6項に規定する基準に適合しないと認めた旨の通知は適合しない旨の通知書（別記第7号様式）により、同項に規定する基準に適合するかどうかを判断することができない旨の通知は確認できない旨の通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

(確認の標識の掲出)

第7条 事業主は、条例第7条第5項（条例第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知があったときは、別記第9号様式による標識を開発区域内の見やすい場所に掲出しなければならない。

(設計変更の確認申請)

第8条 事業主は、条例第8条第1項に規定する工事の設計の変更の確認を受けようとするときは、宅地開発事業変更確認申請書（別記第十号様式）及び宅地開発事業計画（変更）書並びに第5条第2項に規定する図書のうち、当該変更に係るものを知事に提出しなければならない。

2 第5条第4項から第7項までの規定は、前項の図書の提出について準用する。

(変更確認等の通知書)

第9条 条例第8条第3項において準用する条例第7条第5項に規定する基準に適合することを確認した旨の通知は宅地開発事業変更確認通知書（別記第十一号様式）により、同条第6項に規定する基準に適合しないと認めた旨の通知は適合しない旨の通知書により、同項に規定する基準に適合するかどうかを判断することができない旨の通知は確認できない旨の通知書により行うものとする。

(設計の軽微な変更)

第10条 条例第8条第1項に規定する規則で定める軽微な変更は、道路、排水施設等の位置又は形状についての軽微な変更とする。

(工事施行者の変更の届出)

第11条 条例第8条第2項に規定する工事施行者を変更した旨の届出は、工事施行者変更届出書（別記第十二号様式）によらなければならない。

(工事の廃止等の届出)

第12条 条例第10条に規定する工事を廃止し、又は中止した旨の届出は、宅地開発事業廃止・中止届出書（別記第十三号様式）によらなければならない。

(工事完了の届出)

第13条 条例第11条第1項に規定する工事の完了の届出は、工事完了届出書（別記第十四号様式）に当該届出に係る開発区域又は工区内の施設を表示した図面を添えて行わなければならない。

2 第5条第4項及び第5項の規定は、前項の届出について準用する。

(検査済証)

第 14 条 条例第 11 条第 2 項に規定する検査済証は、宅地開発事業に関する工事の検査済証（別記第十五号様式）とする。

(検査済の標識の掲出)

第 15 条 事業主は、条例第 11 条第 2 項に規定する検査済証の公布があったときは、遅滞なく別記第十六号様式による標識を開発区域内の見やすい場所に相当の期間掲出しなければならない。

(確認の承継の届出及び承継承認の申請)

第 15 条の 2 条例第 11 条の 2 第 2 項の規定による届出は、宅地開発事業確認承継届出書（別記第 16 号様式の 2）に地位の承継をしたことを証する書類を添えて行わなければならない。

2 条例第 11 条の 2 第 3 項の規定により承認を受けようとする者は、宅地開発事業確認承継承認申請書（別記第 16 号様式の 3）を知事に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、承認を受けようとする者が条例第 7 条第 1 項の確認を得た者から開発区域内の土地の所有権その他開発に関する工事を施行する権原を取得したことを証する書類を添付するものとする。

4 前各項に規定する図書の提出部数は、正本 1 部副本 3 部（千葉県事務委任規則第 12 条及び第 12 条の 4 の規定により土木事務所の長又は整備事務所の長に委任した事務に係る図書にあっては、正本 1 部副本 2 部）とする。

5 前項の規定により知事に提出する図書は、特例条例第 2 条の規定により、開発区域の所在する市町村に提出するものとする。

6 前項の場合において、開発区域が 2 以上の市町村の管轄区域にわたるときは、前項の図書は、その開発区域を当該市町村の区域ごとに区分した場合にその最も広い部分を管轄する市町村に提出するものとする。

7 前項の場合における図書の正本の提出部数は 1 部、副本の提出部数は開発区域の所在する市町村及び土木事務所の数に 1 を加えて得た数（千葉県事務委任規則第 12 条から第 12 条の 3 までの規定により土木事務所の長に委任した事務に係る図書の副本にあっては、当該市町村の数に 1 を加えて得た数）とする。

(立入検査)

第 16 条 条例第 13 条第 1 項に規定する立入検査を行う場合は、事業主及び工事施行者又はこれらの代理人は、その検査に立ち会わなければならない。

2 条例第 13 条第 2 項に規定する証票は、立入検査証（別記第 17 号様式）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 45 年 1 月 1 日から施行する。

(現に施行されている宅地開発事業の届出)

- 2 条例附則第 3 項、宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例（昭和 46 年千葉県条例第 61 号）附則第 3 項、宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例（昭和 47 年千葉県条例第 24 号）附則第 4 項、宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例（昭和 48 年千葉県条例第 12 号）附則第 3 項、宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例（昭和 49 年千葉県条例第 25 号）附則第 3 項及び宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例（昭和 58 年千葉県条例第 12 号）附則第 4 項に規定する規則で定める事項は、開発区域の位置、区域及び規模並びに設計の内容とする。

(千葉県聴聞規則の一部改正)

- 3 千葉県聴聞規則（昭和 33 年千葉県規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 38 号を第 39 号とし、第 13 号から第 37 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 12 号の次に次の 1 号を加える。

十三 宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 44 年千葉県条例第 50 号）第 12 条第 2 項

附 則（昭和 46 年 7 月 21 日規則第 51 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年 10 月 25 日規則第 81 号）

この規則は、昭和 47 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 8 月 1 日規則第 59 号）

この規則は、昭和 47 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 48 年 4 月 27 日規則第 30 号）

この規則は、昭和 48 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 4 月 26 日規則第 24 号）

この規則は、昭和 49 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 3 月 9 日規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の規定は、昭和 51 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 53 年 4 月 1 日規則第 18 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 58 年 4 月 1 日規則第 38 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前になされた申請、届出その他の手続で、この規則の施行の際まだ処理されていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和 58 年 5 月 31 日規則第 50 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 58 年 6 月 1 日から施行する。

（使用料及び手数料規則の一部改正）

- 2 使用料及び手数料規則（昭和 31 年千葉県規則第 29 号）の一部を次のように改正する。
別表第五中第 24 号から第 26 号までを次のように改める。

二十四 宅地開発事業等設計確認申請手数料

二十五 宅地開発事業等設計変更確認申請手数料

二十六 削除

（千葉県聴聞規則の一部改正）

- 3 千葉県聴聞規則（昭和 33 年千葉県規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表第十三号中「宅地開発事業の基準に関する条例」を「宅地開発事業等の基準に関する条例」に改める。

附 則（昭和 60 年 5 月 14 日規則第 38 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 27 日規則第 10 号）

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 9 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日規則第 102 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日規則第 42 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に改正前の宅地開発事業等の基準に関する条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 13 年 7 月 6 日規則第 92 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 90 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 7 日規則第 25 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 98 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 56 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成二十七年三月三十一日規則第三十二号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条の二及び第二条第七号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年五月三十一日規則第五十八号）

この規則は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月三十一日規則第二十五号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第二条第四号、第八号及び第九号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年三月三十一日規則第三十号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二十九日規則第三十九号）

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条第十三号、第四条、第五条第四項及び第七条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日に、改正前の宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の規定により調製した用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

用 語

1. 宅地開発事業の基準に関する条例

相当規模の宅地開発事業の施行に関し必要な基準を定めて、その適正な施行を確保し、もって開発区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに健全な生活環境の保全を図ることを目的とした条例のことをいう。

2. 宅地開発事業

主として建築物の建築又はコンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラシャープラント並びに危険物（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 116 条第 1 項の表の危険物品の種類欄に掲げる危険物とをいう。）の貯蔵若しくは処理に供する工作物であって、規則で定めるものの建設の用に供する目的で一団の土地について行う土地の区画形質の変更に關する事業をいう。

3. 開発区域

宅地開発事業を施行する土地の区域をいう。

4. 事業主

宅地開発事業に係る工事（以下「工事」という。）の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。

5. 工事施行者

工事の請負人又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。

6. 建築物

建築基準法第 2 条第 1 号に定める建築物をいう。

7. 建築

建築基準法第 2 条第 13 号に定める建築をいう。

8. 適用事業

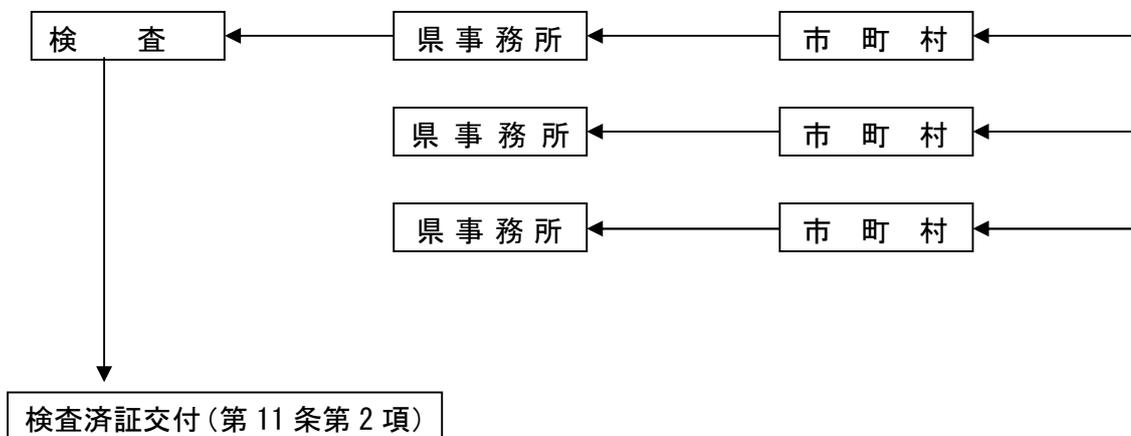
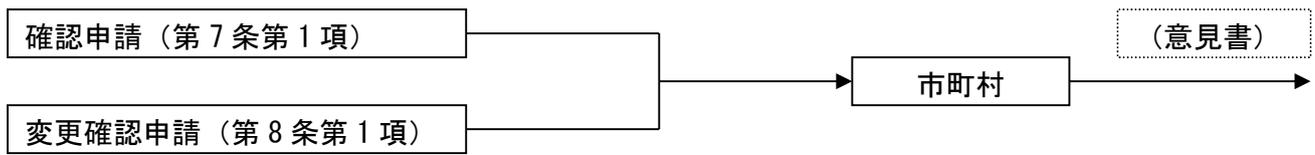
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域及び準都市計画区域以外の地域において行われる 1 ヘクタール未満の一団の土地に係る宅地開発事業（都市計画

法施行令(昭和44年政令第158号)第22条の3第2項の規定の適用を受ける宅地開発事業、国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社の行う宅地開発事業並びに規則で定める宅地開発事業を除く。)をいう。

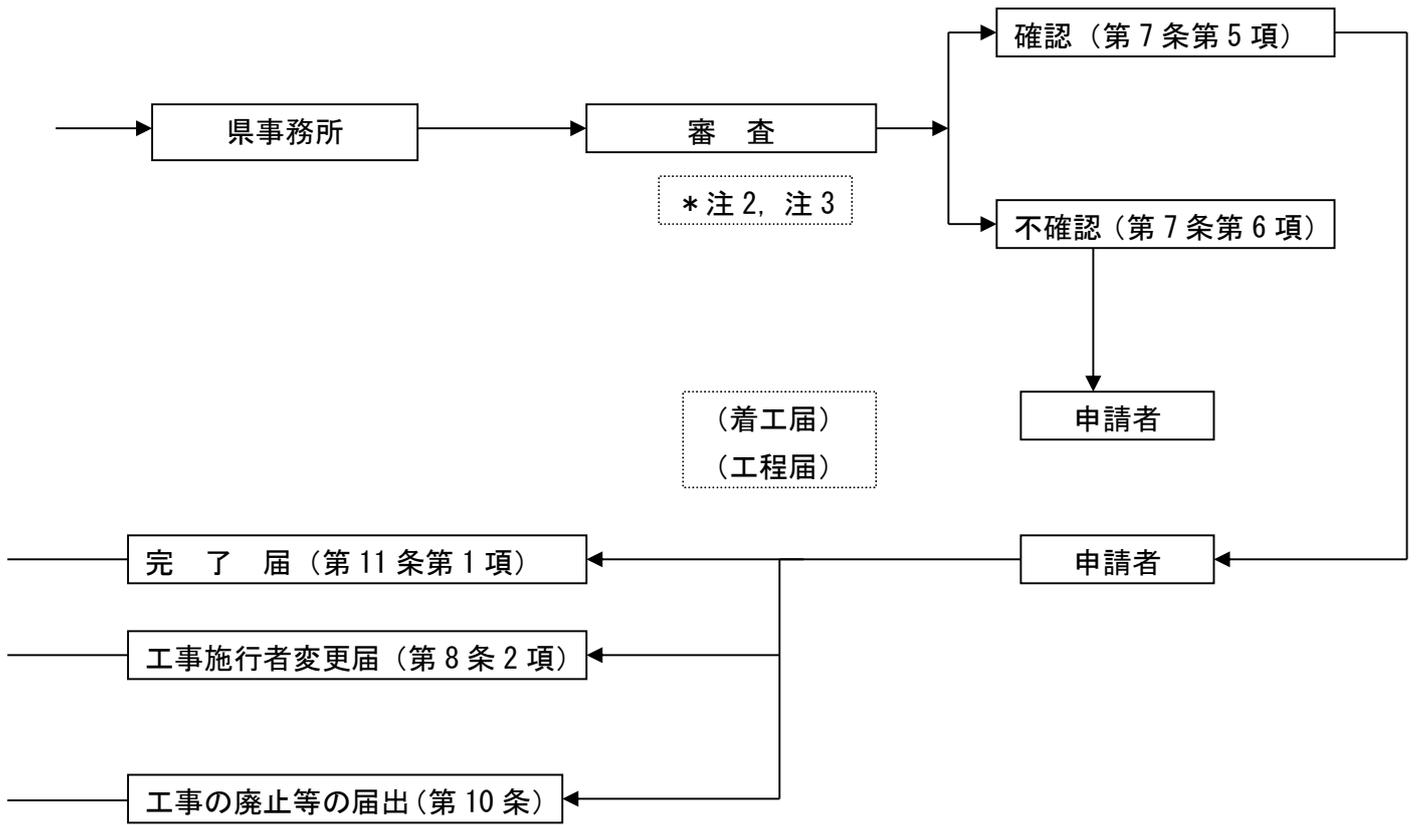
技 術 基 準

技術基準については、都市計画法の運用基準を準用する。

宅地開発事業の基準に関する条例の手続き図



- * 注1 提出部数は、正本1部副本2部とする。(県土整備部都市整備局宅地安全課の取り扱いの場合は、正本1部副本3部)。
- * 注2 1ha未満の開発行為の事務は、千葉県事務委任規則により、出先機関の長に委任している。
- * 注3 区域が2以上の隣接する土木事務所にわたる場合は県土整備部都市整備局宅地安全課取扱いとする。



申請書式

書類名	様式	内容
確認申請書	第二号様式 (規則第5条第1項)	一部(申請正本とする。)
宅地開発事業に係る意見書	第一号様式 (規則第4条)	
宅地開発事業計画書(変更)	第三号様式 (規則第5条第1項及び第8条第1項)	
設計説明書	第四号様式 (規則第5条第2項第1号)	
権利関係等調書	第五号様式 (規則第5条第2項第2号)	開発区域内の土地または、工作物の所有者、仮登記権者、抵当権者の同意書に当該同意した者の印鑑証明書(印鑑証明書は各一部を申請書正本に添付し副本に写しを添付)を添付する。なお、隣接土地の所有者の同意は、事業施行上、必要と認められた場合のみ徴することとする。
施設管理説明書	第五号様式の二 (規則第5条第2項第4号)	
土地登記事項証明書		
給水に関する書類		原則として公営水道により給水する。その場合は、申込申請書(受付印のあるもの)の写しを添付する。地下水を水源とした水道については、施設の確認等の写しを添付する。
確認通知書	第六号様式 (規則第6条)	提出部数は、手続図の注意書のとおりとする。
宅地開発事業変更確認申請書	第十号様式 (規則第8条第1項)	変更事項 ア) 開発区域の変更(増加もしくは、縮小) イ) 工区の変更 ウ) 設計の変更 エ) 予定建築物の変更

摘 要
提出部数は、手続図の注意書のとおりとする。
申請書正本に添付し副本には不要。
開発区域の位置・・・・・・・・市町村大字まででよい。 開発区域に含まれる地域の名称 ・・・・・・・・開発区域全筆とする。 記入しきれない時は、別紙で処理し、内容が明確であれば書式は自由。
設計の方針欄に予定建築物を必ず明記すること。 土地利用現況欄は、公簿又は実測とし公簿及び実測のいずれかであることを明記する。 土地利用計画欄は、実測により記入すること。
摘要欄に押印する。
宅地開発事業等により設置された公共施設は適正に管理されることが必要であり、そのため個々の施設について管理能力のある管理者を定めることとし原則としては、地元市町村とし、その旨、十分協議すること。
申請書正本に添付し、副本には、写しでよい。
自己の居住、自己の業務の用に供する場合は、添付不要。 検査済（しゅん工）の交付にあつたては、市町村及び保健所並びに県（水質保全課）の確認（届出）、許可、水質検査等）が必要となる。
市町村、事業者の控えとなる。
条例第 8 条第 1 項に規定する規則で定める軽微な変更は、道路、排水施設等の位置は又は形状についての軽微な変更とする。（規則第 10 条）

書 類 名	様 式	内 容
変更理由書	A4 版とする。	
手 数 料		千葉県収入証紙による。
工事施行者変更届出書	第十二号様式 (規則第 11 条)	
宅地開発事業廃止・中止届出書	第十三号様式 (規則第 12 条)	
着手届け及び工程表	確認通知の様式	
工事完了届出書	第 1 4 号様式 (規則第 13 条第 1 項)	

摘	要
変更の理由および内容を記載したもの。	
届出にて処理	
届出にて処理するが、未着工及び施工中のものについては、現地確認のうえ防災上支障がないと判断した場合は、申請者に受理の旨通知をする。	
位置図、地番一覧表、土地利用計画図（しゅん工）、給排水計画図を添付する。	

第一号様式(第4条)

宅地開発事業に係る意見書

年 月 日

千葉県知事
千葉県〇〇土木事務所長 様

市町村長

別添の宅地開発事業確認申請書及び添付図面に記載の宅地開発事業に係る意見は、次のとおりです。

住 所 事業主 氏 名 (法人名 代表者名)	
開発区域の位置	
開発区域の面積	m ²
項 目	意 見
道 路	
公 園 等	
排 水 施 設	
消 防 水 利	
地 盤	
擁 壁	
そ の 他	
総 合 意 見	

第二号様式（第5条第1項）

※手数料欄

宅地開発事業確認申請書

宅地開発事業の基準に関する条例第7条第1項の規定により宅地開発事業の工事の設計の確認を申請します。

年 月 日

千葉県知事 様
千葉県〇〇土木事務所長

住 所

事業主 氏 名 (法 人 名
代 表 者 名)

(電 話)

※ 経 由 及 び 受 付	市 町 村	事 務 所	宅地安全課
※ 確 認	番 号	第 号	
	年 月 日	年 月 日	

注 ※印のある欄は、記入しないでください。

宅地開発事業計画（変更）書

開 発 の 目 的						
開 発 区 域 の 位 置						
開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称						
開 発 区 域 の 面 積		㎡				
住 所 工事施行者 氏名 { 法人名 } 代表者名		(電話)				
工 事	宅 地	宅 地 数		宅 地 面 積		
				㎡		
	道 路	幅 員	延 長	面 積	路 面 仕 上	
			m	m	㎡	
	公 園 等	種 類	箇 所 数	面 積	施 設	
			㎡			

の 設	排	種類				
		材料				
	水	形状				
		寸法				
	設	こう配		放流先		
		し尿処理				
設	消 防 水 利	種 類				
		規 模 及 び 構 造				
計	地盤					
	擁壁					
	給水施設					
	その 他 の 施 設					
工事の時期		年	月	日から	年 月 日まで	
開発区域内の都市施設						
事業費		千 円				
その他参考となる事項						

設 計 説 明 書

設計の方針					
土地利用現況	宅 地	農 地	山 林	そ の 他	計
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
	%	%	%	%	%
土池利用計画	宅 地	公共用地	未利用地	そ の 他	計
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
	%	%	%	%	%
宅地の設定計画	<p style="text-align: center;">次の事項を明示した添付図面によること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 方位、縮尺 1/600 2. 宅地、未利用地の位置、番号、面積 3. 宅地内に予定される建築物の規模、配置、用途等 4. 開発区域を工区に分けるときは工区 				
施設の整備計画	道路敷地	排水施設の敷地	公園緑地等の用地	その他の用地	計
	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
	%	%	%	%	%

権 利 関 係 等 調 書

1 土 地

所在及び地番	地 目	地 積	権利の種類別	権利者の住所 及び氏名	摘 要

2 工 作 物

所在及び地番	地 目	地 積	権利の種類別	権利者の住所 及び氏名	摘 要

施設管理説明書

種類	番号	概 要			管 理 者	用地の 帰 属	摘 要
		幅員・寸法	延 長	面 積			
			m	m ²			

備 考

- 1 番号は、施設の種類別を付すこと。
- 2 公共施設の次に公益施設を記載すること。
- 3 公共施設の摘要には、(新設)(付け替え)(拡幅)の別を記載し、新設以外の場合は、従前の施設の概要及び管理者を記載すること。

宅地開発事業確認通知書

年 月 日付けで確認申請のあった宅地開発事業の工事の設計は、宅地開発事業の基準に関する条例に定める基準に適合することを確認しましたので通知します。

確認番号 第 号

確認年月日 年 月 日

千葉県知事
千葉県〇〇土木事務所長



事業主の住所及び 氏名〔法人名 代表者名〕	
開発区域の位置	
開発区域に含まれる 地域の名称	
開発区域の面積	m ²

注意 この確認を受けても他の法令等により確認等を義務づけられている場合には、その確認等について別に申請しなければなりません。

第 号の
年 月 日

様

千葉県県土整備部都市整備局長

千葉県〇〇土木事務所長

宅地開発事業の確認について（通知）

年 月 日付けで申請のあった宅地開発事業等については確認されたので宅地開発事業の基準に関する条例第7条第5項の規定により通知書を交付します。

なお、当該宅地開発事業の施行に当たっては、下記事項を遵守し良好な環境の確保を願います。

記

1. 同条例第9条第1項の規定による工事施行中の防災措置を講ずること。特に工事施行中の防災対策については、工事着手以前に関係機関と十分協議のうえ決定し、その旨を工事施行者等にも周知徹底させるとともに、警備態勢を確立し、防災に万全の措置を講ずること。
2. 工事の施行によって、道路、河川その他公共施設を損傷したとき、又は、開発区域の周辺地域の農林水産物等その他に被害を及ぼしたとき若しくは、人の生活環境が損われたときは、宅地開発事業の確認を受けた者の責任において、補償又は原状回復を行うこと。
3. 従前からある公共施設の廃止、付け替え等の工事の施行に当たっては、交通、用排水その他に危険、公害、混乱等を生じないように十分注意すること。
4. 軟弱な土地の造成及び盛土の造成については、あらかじめ地質調査、地耐力試験等を十分にを行い、地盤沈下等が起きないように措置し、その旨を遅滞なく報告すること。
また、盛土工事の施行に当たっては、盛土厚0.3メートルごとに十分転圧を施すこと。また、原地盤が急傾斜面の場合は、段切りのうえ盛土工事を行うこと。
5. 工事の施行中において、当初設計の前提とした土質、地盤等に著しく相違した箇所が生じた場合には、その状況を遅滞なく報告すること。
6. 工事の施行に当たっては、工事管理者を現場に常駐させ、十分監督させること。
7. 当該確認にかかる工事に着手したときは、速やかに工事着手届（別紙様式第一）及び工事工程届（別紙様式第二）を県宅地安全課長、土木事務所長、市町村長あてそれぞれ一通を提出すること。
8. 工事の記録写真の撮影、その他工事の施行状況を調査するため必要とする関係図書を整備す

ること。なお、工事の記録写真は工程別に位置、構造、寸法等が設計図書に適合している状況確認できる写真を撮影し、撮影年月日その他必要事項を記入して検査員が検査上の必要から提出を求めたときは、これを提出すること。

9. 擁壁、人孔、その他相当の重量のある構造物を設置する場合、その施行に当たっては、設置される構造物の構造が当該箇所の地形、地質等に適合した設計であるか否か検討し、その安定性を確認したうえで施行すること。

10. 当該確認にかかる工事に着手したときは、確認済みの標識(第9号様式により作成すること。)を開発区域内の見やすい場所に表示すること。

11. 当該確認にかかる工事を中止し、または廃止する場合には、工事によって損なわれた公共施設の機能を速やかに回復するとともに、土地の形質の変更等によって周辺の地域に交通、用排水上の支障をきたし、又は、土砂くずれ、溢水等による被害を及ぼす恐れのないように適切な措置を講ずること。

宅地開発に関する工事着手届

年 月 日

千葉県知事
千葉県〇〇土木事務所長 様

事業主住所
氏名
工事施行者住所
氏名

宅地開発事業に関する工事に着手したので、下記のとおり届け出ます。

記

確認番号・確認年月日	千葉県 指令第 号 年 月 日		
開発区域に含まれる地域の名称			
工事着手年月日			
工事完了予定年月日			
現場管理者（工事施行者又は工事施行者の定めた者）	氏名		
	連絡先		電話番号

宅地開発事業に関する工事工程届

年 月 日

千葉県知事

千葉県〇〇土木事務所長

様

届出者住所
氏 名

確認番号・確認年月日	千葉県 指令第 号 年 月 日	
事業主の氏名		
開発区域に含まれる地域の名称		
届出する工事の工程	工事の区分	工 程
摘 要		

第七号様式（第6条及び第9条）

適合しない旨の通知書

第 年 月 日 号

様

千葉県知事
千葉県〇〇土木事務所長 ⑩

別添の宅地開発事業（変更）確認申請書及び添付図書に記載の工事の設計は、下記の理由により宅地開発事業の基準に関する条例に定める基準に適合しないことを認めましたので、同条例（第8条第3項において準用する同条例）第7条第6項の規定により通知します。

記

（理由）

第八号様式（第6条及び第9条）

確認できない旨の通知書

第 年 月 日 号

様

千葉県知事
千葉県〇〇土木事務所長 ⑩

年 月 日付けで申請のあった宅地開発事業に関する工事の設計（変更）は、下記の理由により確認できないので、宅地開発事業の基準に関する条例（第8条第3項において準用する同条例）第7条第6項の規定により通知します。

記

（理由）

第九号様式（第7条）

宅 地 開 発 事 業 確 認 済	
確認番号・確認年月日	第 号 年 月 日
事業主 住 所 氏名〔法人名 代表者名〕	
工事施行者 住 所 氏名〔法人名 代表者名〕	
開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	
開 発 区 域 の 面 積	m ²
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
現 場 管 理 者 氏 名	

備考 縦60センチメートル横80センチメートルとする。

第十号様式（第8条第1項）

宅地開発事業変更確認申請書

宅地開発事業の基準に関する条例第8条第1項の規定により宅地
開発事業の工事の設計の変更確認を申請します。

※ 手数料欄

年 月 日

千葉県知事
千葉県〇〇土木事務所長様

住所
事業主 氏名 (法 人 名
代 表 者)

確認番号・確認年月日	第 号 年 月 日		
変更の理由			
変更の内容			
※ 経由及び受付	市 町 村	事 務 所	宅地安全課
※ 変更確認	番 号	第 号	
	年 月 日	年 月 日	

注 ※印のある欄は、記入しないでください。

宅地開発事業変更確認通知書

年 月 日付けで確認申請のあった宅地開発事業の工事の変更の設計は、宅地開発事業の基準に関する条例に定める基準に適合することを確認したので通知します。

変更確認番号 第 号

変更確認年月日 年 月 日

千葉県知事

千葉県〇〇土木事務所長 印

確認番号・確認年月日	第 号 年 月 日
事業主 住所 氏名（法人名 代表者名）	
開発区域の位置	
変更の内容	

工事施行者変更届出書

年 月 日

千葉県知事
千葉県〇〇土木事務所長 様

住 所
事業主
氏名 (法人名)
(代表者名)

宅地開発事業の基準に関する条例第 8 条第 2 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

確認番号・確認年月日		第 号	年 月 日
工事施行者住所・氏名	新	電話 ()	
	旧	電話 ()	
※ 経 由		※ 受 付	※ 処 理

注 ※印のある欄は、記入しないでください。

宅地開発事業 廃止届出書 中止

年 月 日

千葉県知事

千葉県〇〇土木事務所長

様

住 所

事業主

氏名〔 法人名
代表者名 〕

宅地開発事業の基準に関する条例第 10 条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

確認番号・確認年月日	第 号 年 月 日	
開発区域に含まれる地域の名称		
廃止の理由 中止		
中止期間	年 月 日から 年 月 日まで	
廃止時の工事の状況 中止 (図面添付のこと。)		
防災措置 (図面添付のこと。)		
※ 経 由	※ 受 付	※ 処 理

注 ※印のある欄は、記入しないでください。

工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

千葉県知事
千葉県〇〇土木事務所長

様

住 所

事業主

氏名〔 法人名
代表者名 〕

宅地開発事業の基準に関する条例第11条第1項の規定により宅地開発事業に関する工事が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

確認番号・確認年月日	第 号 年 月 日
工事完了年月日	年 月 日
工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	
※ 受 付	年 月 日 番 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証	年 月 日 第 号

注 ※印のある欄は、記入しないでください。

宅地開発事業に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

千葉県知事
千葉県〇〇土木事務所長 印

下記の宅地開発事業に関する工事は、 年 月 日に検査の結果宅地開発事業の基準に関する条例第7条第1項の確認に係る設計に適合していることを証明します。

記

<p>確認番号・確認年月日</p>	<p>第 号 年 月 日</p>
<p>開発区域又は工区に 含まれる地域の名称</p>	
<p>事業主 住所 氏名 (法人名 代表者名)</p>	

第十六号様式（第15条）

宅地開発事業完了検査済	
確認番号・確認年月日	第 号 年 月 日
検査済番号・完了年月日	第 号 年 月 日
事業主の住所及び 氏名〔法人名〕 〔代表者名〕	
開発区域又は 工区の名 称	
完了検査済面積	m ²

備考 縦60センチメートル横80センチメートルとする。

宅地開発事業確認承継届出書

年 月 日					
千葉県知事 千葉県〇〇土木事務所長 様					
住所 届出者 氏名					
宅地開発事業の基準に関する条例第11条の2第2項の規定により設計確認に基づく地位を承継したので、届け出ます。					
1 設計 確認 の 概要	(1)設計確認を受けた者の住所及び氏名				
	(2)設計確認の番号及び年月日		千葉県 指令第 号の	年 月 日	
	(3)開発区域に含まれる地域の名称				
2 届出前 の承継 の経過	被承継者の住所及び氏名			承継年月日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
3 届出に係る承継年月日		年 月 日			
4 承継の原因					
※受付欄	区分	市町村	事務所	課	
	年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	番号				

備考

- 1 この届出書は、相続による承継にあつては被承継者の除籍謄本及び承継者の戸籍謄本を、法人の合併による承継にあつては合併後の法人の登記事項証明書を添付すること。
- 2 ※印のある欄には、記載しないこと。

宅地開発事業確認承認承継申請書

宅地開発事業の基準に関する条例第11条の2第3項の規定により設計確認に基づく地位の承継の承認を申請します。

年 月 日

千葉県知事
千葉県〇〇土木事務所長 様

住所
承認申請者
氏名

1 設計 確認 の 概 要	(1)設計確認を受けた者の住所及び氏名						
	(2)設計確認の番号及び年月日	千葉県	指令第	号の	年	月	日
	(3)開発区域に含まれる地域の名称						
2 申請 前 の 承 継 の 経 過	披 承 継 者 の 住 所 及 び 氏 名			承継年月日			
				年 月 日			
				年 月 日			
				年 月 日			
3	承認申請に係る権原を取得した年月日	年 月 日					
4	取得した権原の内容						
※受付欄	区分	市町村	事務所	課			
	年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
	番号						

備 考

- この申請書には、取得年月日を証する書類（土地の登記事項証明書等）及び住民票等の写し（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書）を添付すること。この場合において、自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う設計確認に係る申請の場合にあっては、取得年月日を証する書類及び住民票の写しのみを添付すること。
- ※印のある欄には、記載しないこと。

第十七号様式（第16条第2項）

第 号	年 月 日	交付
	年 月 日	限り有効
所 属		
職 氏 名		
生年月日		
立 入 検 査 証		
千葉県知事		印
千葉県〇〇土木事務所長		

(表)

この証票を携帯する者は、宅地開発事業の基準に関する条例に基づき開発区域に立入検査を行うことができる。

宅地開発事業の基準に関する条例（抜粋）

第13条 知事は、前条第1項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該職員をして開発区域内の土地に立ち入らせ、工事の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(裏)

備考 縦6センチメートル横8.5センチメートルとする。

開発許可制度の解説

平成 元年 7月 1日 発行
平成 6年 7月 1日 改訂
平成 8年 4月 1日 改訂
平成 14年 4月 1日 改訂
平成 20年 4月 1日 改訂
平成 20年 7月 18日 改訂
平成 21年 6月 25日 改訂
平成 23年 7月 29日 改訂
平成 25年 2月 1日 改訂・分冊
平成 27年 9月 1日 改訂
令和 4年 4月 1日 改訂
令和 7年 5月 26日 改訂・合冊

発行者 千葉県県土整備部都市整備局宅地安全課
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号
TEL 043-223-3245・3240
頒布価格 1,300円